

令和 7 年 1 月 2 日

第 5 回廿日市市議会議案

(第 4 回定例会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案目次

報告第11号	専決処分事項の報告について	1
報告第12号	専決処分事項の報告について	3
議案第64号	廿日市市と外国の都市との姉妹都市又は友好都 市の提携に係る手続に関する条例	5
議案第65号	廿日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例	9
議案第66号	廿日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関す る基準を定める条例	23
議案第67号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第68号	職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の 給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	55
議案第69号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例	71
議案第70号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	75
議案第71号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第72号	廿日市市公園条例の一部を改正する条例	87
議案第73号	廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する 条例	93
議案第74号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例等の一部を改正す る条例	97
議案第75号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条 …	103

例の一部を改正する条例

議案第 7 6 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	1 0 7
議案第 7 7 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	1 1 1
議案第 8 2 号	損害賠償の額を定めることについて	1 1 5
議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について	1 1 7
議案第 8 4 号	廿日市市総合計画の策定について	1 1 9
議案第 8 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	1 2 1
議案第 8 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	1 2 3
議案第 8 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	1 2 5
議案第 8 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	1 2 7
議案第 8 9 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	… 1 2 9

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 98,648円

債 権 者 廿日市市串戸一丁目2番11号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上 野 寿 幸

2 専決処分年月日 令和7年11月19日

(参考事項)

令和 7 年 1 月 6 日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 133,100円

2 専決処分年月日 令和7年10月18日

(参考事項)

令和 7 年 9 月 16 日市職員の行為によって発生したコンクリートブロック
塀損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第64号

廿日市市と外国の都市との姉妹都市又は友好都市の提携に係る手続に関する条例案を次のように提出する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市と外国の都市との姉妹都市又は友好都市の提携に係る手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、文化、教育、経済等の各分野において、本市が外国の都市と友好的な交流を行うことで、こどもから大人まであらゆる世代の市民一人ひとりがグローバルな視野を持ち、互いの文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら共生する社会の実現に寄与するとともに、都市の発展と平和な社会の実現に貢献するため、姉妹都市又は友好都市としての提携（以下「姉妹都市等提携」という。）をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決)

第2条 市長は、外国の都市と姉妹都市等提携をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 前項の規定は、姉妹都市等提携を解消しようとする場合について準用する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、姉妹都市等提携に係る手続に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、施行の日以後に締結する姉妹都市等提携から適用する。

ただし、第2条第2項の規定は、施行の日前に締結した姉妹都市等提携についても適用する。

(提案理由)

本市と外国の都市の市民がそれぞれの文化や価値観の違いを超えて交流することで、相互の都市の発展と友好関係を促進し、平和な社会の構築に貢献することを目的として、外国の都市との姉妹都市又は友好都市の提携に係る手続について必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第65号

廿日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
案を次のように提出する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (6) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (7) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。

(8) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身とともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために

必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行すると

きは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身

分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4階 以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれ

に近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児及び幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する

基準を定める条例（平成24年広島県条例第3号）（保育所に係るものに限る。）

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成18年広島県条例第46号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年広島県条例第41号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第66号

廿日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を
次のように提出する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第4条）

　第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援事業 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (4) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (5) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

- (6) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (7) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。
- (8) 法定代理受領 法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等

通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の

3 第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を

定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他
の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行って

はならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関

に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援（法第54条の2第1項の乳児等通園支援をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもも又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載さ

れた事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則 (電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交

付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第67号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次
のように改正する。

第14条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改
め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,
900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800
円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を
「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万
2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 9
00円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」
に改め、同号サ中「2万8, 900円」を「3万2, 300円」に改め、
同号シ中「3万1, 700円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス
中「3万3, 700円」を「3万8, 700円」に改める。

第21条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改め、同項
ただし書中「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

第22条の2第3項ただし書中「同項」を「前2項」に改める。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」
に改め、同条第5項中「100分の125」を「100分の127.5」
に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.
5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」
に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	

33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		

70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				

	108	312, 100	363, 800						
	109	312, 300	364, 200						
	110	312, 600							
	111	313, 000							
	112	313, 300							
	113	313, 500							
	114	313, 700							
	115	314, 000							
	116	314, 400							
	117	314, 600							
	118	314, 800							
	119	315, 100							
	120	315, 400							
	121	315, 700							
	122	315, 900							
	123	316, 200							
	124	316, 500							
	125	316, 800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職員以外 の職員	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600

33	281, 000	293, 500	303, 000	337, 400	393, 000	416, 700	446, 100	470, 100	
34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800	470, 400	
35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500	470, 700	
36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100	
37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400	
38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600	
39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900	
40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100	
41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400	
42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600	
43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800	
44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000	
45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400	
46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500		
47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800		
48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000		
49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300		
50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600		
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900		
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200		
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400		
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700		
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900		
56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200		
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400		
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700		
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000		
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200		
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400		
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700		
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000		
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300		
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500		
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800		
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100		
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400		
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600		

70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900	
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200	
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500	
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700	
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800		
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100		
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300		
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500		
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800		
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100		
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300		
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500		
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800		
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100		
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300		
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500		
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800				
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400				
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000				
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300				
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800				
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300				
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800				
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200				
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600				
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100				
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600				
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000				
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500				
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000				
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400				
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700				
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100				
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500				
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800				
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100				
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600				
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100				

108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600			
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900			
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400			
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900			
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400			
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700			
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200			
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700			
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200			
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600			
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100			
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500			
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000			
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400			
122	337, 800	367, 300	388, 100				
123	338, 300	367, 700	388, 600				
124	338, 800	368, 100	389, 000				
125	339, 100	368, 500	389, 500				
126		368, 900	390, 000				
127		369, 300	390, 500				
128		369, 700	391, 000				
129		370, 100	391, 300				
130		370, 500	391, 800				
131		370, 900	392, 300				
132		371, 300	392, 800				
133		371, 500	393, 100				
134		372, 000	393, 600				
135		372, 300	394, 000				
136		372, 600	394, 400				
137		372, 900	394, 700				
138		373, 300	395, 100				
139		373, 800	395, 600				
140		374, 300	396, 100				
141		374, 600	396, 400				
142		375, 100					
143		375, 600					
144		376, 100					

	145		376,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円 255,400	基 準 給料月額 円 267,500	基 準 給料月額 円 272,000	基 準 給料月額 円 304,600	基 準 給料月額 円 321,900	基 準 給料月額 円 336,500	基 準 給料月額 円 360,700	基 準 給料月額 円 397,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(12) 職員が通勤のために使用する自動車の駐車場に係る使用料

第14条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号ス中「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 4万2,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 4万5,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万9,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 5万2,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 5万6,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 5万9,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 6万3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 6万6,400円

第14条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中

「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「) の」を「) 及び前項に定める額の」に、「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号及び第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を支給する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第5項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」

を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条第2項、第21条第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の表の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第23条第2項、第5項及び第24条第2項の規定並びに改正後の任期付条例第8条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の給料月額を改定するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第68号

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となつた金額」を「損失となる金額又は支出をする金額」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条

例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行命令等」を「旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、旅行命令等に係る旅行が旅費の支出を伴わないものであるときは、旅行命令簿等の記載又は記録を省略することができる。

第5条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削り、第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算、種目及び内容）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項で定める種目及び内

容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例及び規則の定めるところによる。

第7条を第6条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に、「前項」を「第3項」に改め、「期間」の次に「並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同

じ。) をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第11条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業

の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第3号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有等する自家用自動車（以下「自家用車」という。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第12条から第18条までを次のように改める。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雜費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新住居地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家

族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第18条の2から第18条の4までを削る。

第19条から第21条までを次のように改める。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合の旅費)

第20条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号並びに第11条第1項各号及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項並びに第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条及び第23条を削り、第24条を第22条とする。

第25条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第23条とする。

第26条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 市長又は予算の執行について市長の委任を受けた者若しくは機関（以下「収支等命令者」という。）は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支等命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支等命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第27条を第26条とする。

附則第3項中「第12条第1項第3号」を「第8条第1項第5号」に、「第13条第1項第5号」を「第9条第1項第4号」に改め、「次項において同じ。」を削る。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表を削る。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「費用弁償の額並びに」の次に「法」を加える。

第3条第1項中「第2条」を「前条」に改める。

第5条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第4項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「他の交通費、宿泊

費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則第4項中「及び第4項」を削り、同項ただし書を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条、第7条関係）

区分	議員報酬及び報酬	費用弁償	
		鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当	宿泊費
市議会	議長	月額 540,000 円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、鉄道賃及び船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合にあつては、最上級の旅客運賃の額
	副議長	月額 500,000 円	
	議員	月額 460,000 円	
代表監査委員		月額 122,000 円	地域の実情を勘案して規則で定める額。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額
監査委員		月額 39,500 円	
選挙管理委員会	委員長	年額 408,000 円	
	委員	年額 372,000 円	
農業委員会	会長	月額 40,000 円	
	会長職務代理者	月額 34,000 円	
	委員	月額 32,000 円	
教育委員会委員		月額 57,000 円	
公平委員会	委員長	日額 10,500 円	
	委員	日額 9,200 円	
固定資産評価審査委員会委員		日額 10,500 円	

法第138条の 4第3項の規定 により設置され た附属機関の委 員その他の構成 員（別に定めの あるものを除 く。）	日額	7,000円	旅費条例の規定 の例により算出 して得た額
情報公開・個人 情報保護審査会 委員	1回につき	11,000 円	
災害弔慰金等支 給審査会委員	1回につき	14,000 円	
介護認定審査会 合議体の長 (あらかじめ指名する委員がその職務を代理する場合を含む。)	1回につき	16,000 円	
	委員	1回につき	14,000 円
障害支合議体	1回につき	16,000	

援区分	の 長	円	
認定審査会	(あらかじめ指名する委員がその職務を代理する場合を含む。)		
	委員	1回につき 14,000 円	
建築審査会委員		1回につき 11,000 円	
投票所の投票管理者		1回につき 14,500 円	
期日前投票所の投票管理者		1回につき 12,800 円	
開票管理者		1回につき 12,200 円	
選挙長			
投票所の投票立会人		1回につき 12,400 円 ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額	
期日前投票所の		1回につき 10,900	

投票立会人	円 ただし、交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額		
開票立会人	1回につき 10,100		
選挙立会人	円		

別表第2（第3条、第7条関係）

区分	給料月額	鉄道賃、船賃、航空賃、その他 の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当	宿泊費
市長	965,000 円	旅費条例の規定	地域の実情を勘
副市長	785,000 円	の例により算出	案して規則で定
教育長	722,000 円	して得た額。ただし、鉄道賃及び船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合にあつては、最上級の旅客運賃の額	める額。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行及び

新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行（以下「旧条例による旅行」という。）については、なお従前の例による。ただし、旧条例による旅行で、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 5 前3項に規定するもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 6 第2項から第4項までの規定は、第2条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定について準用する。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等の所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第69号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松 本 太 郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）第3条第4項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて令和7年12月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

(提案理由)

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 70 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第15条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第26条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第16条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 195,800	円 242,000	円 276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500

19	222, 600	265, 000	295, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900
21	225, 600	267, 000	297, 900
22	227, 200	268, 000	299, 100
23	228, 800	269, 000	300, 300
24	230, 400	270, 000	301, 600
25	232, 000	271, 000	302, 900
26	233, 700	271, 900	303, 900
27	235, 000	272, 700	304, 900
28	236, 300	273, 600	305, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000
30	238, 700	275, 200	308, 200
31	239, 800	276, 000	309, 300
32	240, 900	276, 700	310, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200
36	244, 800	279, 600	315, 500
37	245, 800	280, 300	316, 700
38	246, 700	281, 100	318, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300
40	248, 400	282, 500	320, 600
41	249, 200	283, 200	321, 900
42	249, 900	283, 900	323, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400
46	252, 400	286, 600	327, 700
47	253, 000	287, 300	329, 000
48	253, 600	287, 900	330, 300
49	254, 100	288, 600	331, 400
50	254, 700	289, 200	332, 700
51	255, 300	289, 900	333, 900
52	255, 800	290, 600	335, 100
53	256, 200	291, 100	336, 400
54	256, 600	291, 700	337, 400
55	256, 900	292, 300	338, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600
57	257, 500	293, 600	340, 300
58	257, 800	294, 200	341, 200
59	258, 100	294, 800	341, 900
60	258, 400	295, 500	342, 700
61	258, 700	296, 100	343, 500
62	259, 000	296, 700	343, 900
63	259, 300	297, 200	344, 400
64	259, 600	297, 700	345, 100
65	259, 900	298, 200	345, 900

66	260, 200	298, 800	346, 600
67	260, 500	299, 300	347, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900
69	261, 100	300, 300	348, 400
70	261, 400	300, 800	349, 000
71	261, 700	301, 300	349, 500
72	262, 000	301, 900	350, 100
73	262, 300	302, 400	350, 400
74	262, 600	302, 800	350, 900
75	262, 900	303, 100	351, 200
76	263, 200	303, 400	351, 600
77	263, 500	303, 600	352, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500
79	264, 100	304, 100	353, 000
80	264, 400	304, 400	353, 500
81	264, 700	304, 600	353, 800
82	265, 000	304, 800	354, 200
83	265, 300	305, 100	354, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000
85	265, 900	305, 600	355, 300
86	266, 200	305, 800	355, 700
87	266, 500	306, 100	356, 100
88	266, 800	306, 400	356, 500
89	267, 100	306, 700	356, 700
90	267, 400	307, 000	357, 100
91	267, 700	307, 300	357, 500
92	268, 000	307, 600	357, 900
93	268, 300	307, 800	358, 100
94		308, 000	358, 400
95		308, 300	358, 800
96		308, 700	359, 100
97		308, 900	359, 400
98		309, 200	359, 800
99		309, 500	360, 200
100		309, 900	360, 600
101		310, 100	361, 100
102		310, 400	361, 500
103		310, 700	361, 900
104		311, 000	362, 300
105		311, 200	362, 800
106		311, 500	363, 200
107		311, 800	363, 500
108		312, 100	363, 800
109		312, 300	364, 200
110		312, 600	
111		313, 000	
112		313, 300	

113	313, 500
114	313, 700
115	314, 000
116	314, 400
117	314, 600
118	314, 800
119	315, 100
120	315, 400
121	315, 700
122	315, 900
123	316, 200
124	316, 500
125	316, 800

第2条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第15条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第26条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の会計年度任用職員給与条例第15条第2項及び第15条の2第2項並びに第26条第2項及び第26条の2第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の会計年度任用職員給与条例別表第1の規定にかかわらず、次の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員として任用された期間の令

和 7 年度中の給与については、なお従前の例による。

- (1) 改正後の会計年度任用職員給与条例第 2 条第 1 項の第 2 号会計年度任用職員
 - (2) 改正後の会計年度任用職員給与条例第 16 条第 5 項の規定により基本報酬が月額で定められている第 1 号会計年度任用職員（改正後の会計年度任用職員給与条例第 2 条第 2 項の第 1 号会計年度任用職員をいう。次号において同じ。）
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、改正後の会計年度任用職員給与条例第 26 条第 1 項前段の規則で定める職員に該当しない第 1 号会計年度任用職員
(給与の内払)
- 4 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 71 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

9 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項中「又は就労自立給付金」を「、就労自立給付金」に改め、「。」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表の2の項、3の項及び4の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の5の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の6の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の7の項中「又は」を「、」に改め、「ひとり親家庭等医療関係情報」という。」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の8の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の9の項及び10の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の11の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の12の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の13の項中「情報」

の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の14の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の15の項及び16の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の17の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の18の項から24の項までの規定中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の25の項中「若しくは特例給付」を削り、「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳に記録されていない者の登録及び管理を行う住登外者宛名番号管理機能を本市の情報システムに実装することから、個人番号を利用することができる事務を追加するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 72 号

廿日市市公園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市公園条例の一部を改正する条例

廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2佐伯総合スポーツ公園陸上競技場を次のように改める。

佐伯総合スポーツ公園多目的広場

(1) 専用して利用する場合

区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
多目的広場	2,030円から 3,770円まで	4,060円から 7,540円まで

備考

- 1 多目的広場を区分してその2分の1又は4分の1の面を専用して利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1又は4分の1を乗じて得た額の範囲とする。
- 2 利用時間を超過して専用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額を加算した額の範囲とする。
- 3 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額の範囲とする。
- 4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間ないものをいう。

5 小人及び大人の共同利用のため専用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため専用する場合の利用料金の範囲とする。

6 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(2) 附属設備を利用する場合

ア 照明設備

区分		利用料金の範囲 (1時間までごとに)
照明設備	メイングラウンド	3, 500円から 6, 500円まで
	サブグラウンド	240円から 440円まで

備考

1 メイングラウンド照明設備を区分してその2分の1又は4分の1を利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に2分の1又は4分の1を乗じて得た額の範囲とする。

2 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

イ 更衣室

区分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合
更衣室	280円から 520円まで	560円から 1,040円まで

備考

1 1室のみを利用する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に4分の1を乗じて得た額の範囲とする。

2 利用時間を超過して利用する場合の超過時間に係る利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて

得た額を加算した額の範囲とする。

- 3 利用者が入場者から入場料等を徴収する場合の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に利用者が徴収する入場料等の最高の額の10倍（小人の利用のため専用する場合にあつては5倍）に相当する額を加算した額の範囲とする。
- 4 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にないものをいう。
- 5 小人及び大人の共同利用のため利用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため利用する場合の利用料金の範囲とする。
- 6 利用料金の額の範囲に10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の廿日市市公園条例別表第2佐伯総合スポーツ公園多目的広場の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に施設等の利用の許可を受ける者に係る利用料金について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

佐伯総合スポーツ公園多目的広場の整備に伴い、公園施設の利用料金の範囲を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 3 号

廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する条例

廿日市市火入れに関する条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一キロメートル」を「1キロメートル」に改め、「昭和26年法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「森林法」を「法」に改め、「、別記様式第1号による申請書2通に、次に掲げる書類を添え」を削り、「提出」を「申請」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に、「申請書に」を「当該申請の際にその氏名を」に改める。

第3条第1号中「森林法」を「法」に改める。

第4条第1項中「森林法」を「法」に改め、「別記様式第2号による」を削る。

第5条中「森林法」を「法」に、「差し止め」を「差止め」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が新設されることに伴い、火入れの中止に関する要件などの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 74 号

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始時の健康診断等	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断等
------------------------------	----------------------

児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士又は」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、「（次項において」を「（同項において」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、「（次項において」を「（同項において」に改める。

附則第8条中「この条において」を「この条及び次条において」に改める。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等について

の前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

（廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第36条第3項中「第13条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を「第13条第2項中」に改める。

第50条中「「特定地域型保育を提供したことを証する書類（」を「「特定地域型保育（」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 75 号

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改
正する条例

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は法第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部が改正され、乳児等のための支援給付が創設されたことに伴い、当該給付に係る同法に基づく過料に関する必要な事項を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 76 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第6号中「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令においてマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 77 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（第30条の2—第30条の6）」を 「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の6）」に改める。
第3章の3 林野火災の予防（第30条の7・第30条の8）

第30条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第6号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第30条の7 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第30条の8 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第43条の3第1項第3号中「第46条第6号」を「第46条第1項第

6号」に改める。

第46条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて消防庁が開催した消防防災対策のあり方に関する検討会で、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、林野火災注意報の創設及び林野火災の予防を目的とした林野火災警報の発令を可能とする改正を行うとともに、その他消防防災対策に必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第82号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 損害賠償額 23,790,000円

2 債 権 者 広島市中区袋町4番21号

株式会社 サンネット

代表取締役 山 口 隆 法

(提案理由)

現在利用契約している広島県市町基幹業務クラウドサービスを契約期間の途中で解除することに伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第83号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事（その2）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 工事名 鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事（その2）

2 工事場所 廿日市市宮島口一丁目地内

3 請負金額 235,400,000円

4 請負者 廿日市市大野4447番地13

有田建設株式会社

代表取締役 有田智実

(提案理由)

鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事（その2）の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第84号

廿日市市総合計画の策定について

廿日市市総合計画を別紙のとおり策定することについて、廿日市市総合計画の策定手続に関する条例（平成26年条例第21号）第4条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

廿日市市長 松本太郎

(提案理由)

市政を総合的かつ計画的に運営するためのまちづくりの指針である総合計画において、基本構想及び前期基本計画の施策方針を策定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市民センター条例（昭和 47 年条例第 2 号）第 15 条の規定により、次のとおり廿日市市佐方市民センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 公の施設の名称

廿日市市佐方市民センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市佐方一丁目 4 番 28 号

佐方アイラブ自治会

会長 真野 勝 弘

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市佐方市民センターの指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第86号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市民センター条例（昭和47年条例第2号）第15条の規定により、次のとおり廿日市市串戸市民センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

廿日市市長 松本太郎

1 公の施設の名称

廿日市市串戸市民センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸二丁目13番13号

串戸地区自治協議会

会長 梶川 誠

3 指定の期間

令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市串戸市民センターの指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例（令和4年条例第2号）第12条の規定により、次のとおり廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 公の施設の名称

廿日市市吉和ふれあい交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市吉和737番地2

コミュニティよしわ

会長 小田 真

3 指定の期間

令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第88号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例（平成19年条例第32号）
第12条の規定により、次のとおり廿日市市パークゴルフ場の指定管理者
を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸六丁目1番1号

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会

会長 大 野 国 治

3 指定の期間

令和8年4月1日から

令和11年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第89号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第4条第2項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命することについて、市議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

廿日市市長 松本太郎

氏名 正原大嗣

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員松本良子の任期が、令和7年12月24日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。